

上場制度整備懇談会
第25回 議事要旨

1. 日時：平成21年11月13日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

- (1) 「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について
- (2) 実行計画2009（具体策の実施に向け検討を進める事項）の議論の進め方について
- (3) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直し等について
- (4) コーポレート・ガバナンス報告書の見直しについて

4. 議事要旨：

- (1) 「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について
 - ・ 「主要な取引先」などについて会社法等で形式的な基準が設けられていないこともあり、独立役員が「主要な取引先」の出身者に該当するかどうかの判断は会社ごとにばらつきが出ると考えられるため、金額の多寡に関わらず一律に開示をするという取扱いのほうが投資家にとって参考になるのではないか。
 - ・ 一律の基準が決められたほうがやりやすいという考え方もあるが、「主要な」「多額の」「重要な」という水準を、最初から一律に決めるのは難しく、また、会社ごとに会社法に基づく実務が存在しているということを踏まえると、はじめのうちは会社に任せることでよいのではないか。
 - ・ 独立役員を最低限1名は確保してくださいというものである。その1名すら、取引先や上場会社から報酬を得ている人から選ぶというのは、いかなものかという感じがする。要綱で示しているのは規則違反になるかならないかという線であり、東証としては、全くこういった要件にかすりもしない人を選ぶようにということを、強くアピールすべきだろう。
 - ・ 独立役員の開示にあたっては、上場会社も認識していないような、過去30年前に関係のある会社に勤めていたようなケースに関し、上場会社の揚げ足をとるような運用はすべきでない。
 - ・ 将来的には、独立役員確保にあたっての事前相談の事例などを発表するか、具体的な数値基準を定めるかして、上場会社が独立役員適格性についてわざわざ事前相談するまでもないという状態を目指すべきである。
 - ・ 上場会社側としては、決算発表時に役員異動について開示を行う場合もあるので、その前には独立役員適格性の確認を済ませておかなければならないことになる。実務上、不都合が生じないように、事前相談、届出、開示という一連のフローに係る取扱いを明確に提示すべきである。

- ・ 規定の作り方としては、特定の要件に該当する者は、利益相反のおそれがあるから独立役員とすることはできないとして、ただしその要件に該当するかどうかの判断は、上場会社の判断に委ねるとしたほうがすっきりするのではないか。
- (2) 実行計画2009(具体策の実施に向け検討を進める事項)の議論の進め方について
- ・ 独立役員に期待される役割については、独立役員は社外取締役又は社外監査役の中から選ばれるが、両者の法的な権限は異なるので、しっかりと区別をした上で議論すべきである。
- (3) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直し等について
- ・ 企業行動規範ではコーポレート・ガバナンスより広い範囲・分野についてのルールが規定されている。コーポレート・ガバナンス原則は企業倫理の一部を示しているに過ぎないため、わざわざこれを企業行動規範の上位の規範とする必然性はないのではないか。
 - ・ コーポレート・ガバナンス原則とは「理念」であるということを明確にしさえすれば、特に企業行動規範との上下関係を意識しなくてよいのではないか。
 - ・ コーポレート・ガバナンスは世界の投資家の関心事になっている。コーポレート・ガバナンス原則は東証がガバナンスの望ましい姿、考え方、理念を打ち出したもので、上場会社はガバナンスの分野に関してはこの原則を尊重する必要があると思われる。
 - ・ OECD原則の変更点を東証の上場会社コーポレート・ガバナンス原則に盛り込む際にも、無批判に反映するのではなく、個別の検討が必要である。例えば、経営者の報酬に関する内容については、海外と日本では報酬の水準が大きく異なっているという事情も踏まえて慎重に検討すべきである。
 - ・ コーポレート・ガバナンス原則の本格的な見直しを検討するのであれば、今般の金融危機後の議論を踏まえたものにしなければならないように思われる。

以 上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL: 03 - 3666 - 0141 (大代表)